

民間保育所利用者実態調査

—無認可の民間保育施設を利用する母親の
就業状況とその子の保育に関する実態—

(結 果 報 告 書)

労働省婦人少年局

は し が き

この報告書は、「民間保育所利用者実態調査」の結果をとりまとめたものである。

近年、婦人、特に既婚婦人の職場進出はめざましく、こうした現象は子供の年齢にかかわらず、育児負担の大きい若年既婚婦人層にもみられる。加えて核家族化の進展等とも相まって、保育ニーズの多様化がみられており、勤労婦人の育児と職業との調和を図るための施策を推進することがますます重要なものとなっている。

本調査は、近年大都市を中心にその増加が目立っている夜間保育、宿泊を伴う保育又は一時預かりを行っている民間の保育施設—いわゆるベビーホテルと称されているもの—の利用実態を明らかにするため、このような保育施設を利用している母親の家族状況、就業等の実態及び保育施設の利用状況等を調査したものである。勤労婦人の育児と就業をめぐる問題に関する一参考資料として関係者の方々のお役に立てば幸いである。

本調査の実施に御協力下さった方々に心から御礼を申し上げたい。更に、本調査の企画、実施等について多大の御協力をいただいた雇用促進事業団雇用職業総合研究所に深く感謝する次第である。

労働省 婦人少年局長

目 次

I	調査の概要	1
1	調査の内容	1
2	調査結果利用上の注意	2
II	調査結果の概要	4
1	民間保育所に子供を預けている母親の特徴	4
(1)	年 齢	4
(2)	就業・不就業の実態及び就業内容にみられる特徴	4
(3)	家族数及び家族類型	6
2	民間保育所の利用実態	8
(1)	初めて民間保育所に預けた時及び現在の子供の年齢	8
(2)	民間保育所に子供を預ける頻度	9
(3)	民間保育所に子供を預ける理由	10
(4)	民間保育所に預けている子供の数	10
(5)	通常の1日又は1回の保育時間数及び週間保育日数	11
(6)	通常の保育時間帯	12
(7)	民間保育所の所在地域別分布状況	15
3	有職者の就業状況等	15
(1)	通常の週間就業日数及び1日の総就業時間数	15
(2)	1日の平均通常総就業時間数と1日又は1回の平均通常 保育時間数との関係	17
(3)	通常の就業時間帯	18
(4)	就業時間帯と保育時間帯との関係	19
(5)	通勤時間	20
(6)	手取り月収	21
(7)	就業理由	24
(8)	民間保育所を選択した理由	26
(9)	育児と仕事の両立のための条件	27

00 就業継続意志	29
00 育児休業制度	31

附属資料

調査票	33
-----------	----

I 調査の概要

1 調査の内容

(1) 調査目的

近年、婦人、特に既婚婦人の職場進出はめざましく、こうした現象は子供の年齢にかかわらず、育児負担の大きい若年既婚婦人層にもみられる。加えて、核家族化の進展等とも相まって、保育ニーズが多様化し、民間において夜間保育、宿泊を伴う保育又は一時預かりを行っている保育施設—いわゆるベビーホテルと称されているもの—が大都市を中心に増加している。

このような保育施設を利用する母親の家庭の状況、育児と就業をめぐる実態、意識の実情などを把握して勤労婦人の就業と育児との調和対策等婦人労働施策検討のための基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査の範囲

- イ 地 域 日本国全域
- ロ 調査対象 夜間保育、宿泊を伴う保育又は一時預かりのいずれかの形態の保育を行っている無認可の民間保育施設（以下「民間保育所」という。）を利用している母親約 2000 人について調査した。

(3) 調査事項

- イ 母親の属性
- ロ 民間保育所の利用状況
- ハ 家族の状況
- ニ 就業・不就業の実態
（以下は有職者のみ）
- ホ 就業状況
- ヘ 就業理由、民間保育所の選択理由等母親の就業と育児に関する意識
- ト 育児休業制度の普及及び利用状況等

(4) 調査実施期間

昭和 56 年 10 月 1 日～12 月 31 日までの間とした。

(5) 調査機関

労働省婦人少年局一婦人少年室
雇用促進事業団雇用職業総合研究所

(6) 調査の方法

別添調査票により、実地他計（一部自計）の方法で行った。

2 調査結果利用上の注意

(1) 調査結果利用上の注意

イ 報告書掲載表の数値は、表章単位未満を四捨五入した結果である。

ロ 表に用いている符号は、次のとおりである。

「—」 …… 該当数値がないもの

ハ M.A. (Multiple Answer の略) の表示のある表は、重複回答であるから、百分比の合計は必ずしも100とはならない。

(2) 主な用語の定義

イ 民間保育所 …… 夜間（午後7時以降）保育、宿泊を伴う保育及び乳幼児の一時預かりのいずれかの形態の保育を行っている無認可の民間保育施設をいう。

ロ 就業・不就業状況 …… 母親のふだんの状況に基づいて次のように区分している。

母親	{	有職者……ふだん収入になる仕事をしている者をいう。ただし、
		家族従業者は、収入を伴わなくてもふだんの状態と
		して仕事をしていれば、有職者となる。
		無職者……上記以外の者をいう。

ハ 従業上の地位

次の分類による。

- | | |
|----------|--|
| ○雇 用 者 | 雇われて仕事をする者 |
| ○役 員 | 会社、団体等の役員 |
| ○家 庭 内 職 | 家庭で内職をする者 |
| ○自 営 業 主 | 商店、工場、農家などの経営者（自営業の経営者。おけいこ事などの個人教授を含む。） |
| ○家族従業者 | 家業の手伝いをする者 |

ニ 仕事の種類

次の分類による。

- 事 務 事務をとる仕事（一般事務員、集金人、受付、タイピストなど）
- 管 理 会社を經營したり、人をさしずしたり管理・監督する仕事（課長以上の管理職、会社役員など）
- 専 門 研究・技術・教育などの専門的仕事（看護婦、教員、保母、マスコミ関係者など）
- 販 売 店で、又は外をまわって商品を売る仕事（小売店主、飲食店主、レジスター、販売員、セールスマンなど）
- サ ー ビ ス 人の世話をしたり、サービスしたりする仕事（美容師、接客員、ウェイトレスなど）
- 製 造 物を作る仕事（製造工、加工工、製造加工内職など）
- 電 話 交 換 もっぱら電話交換の仕事
- ホ 手取りの月収 税金、社会保険料、自営業主等の経費などを除き、賞与・臨時収入を含まない平常月の収入をいう。

Ⅱ 調査結果の概要

1 民間保育所に子供を預けている母親の特徴

(1) 年 齢

民間保育所（夜間（午後7時以降）保育、宿泊を伴う保育及び乳幼児の一時預かりのいずれかの形態の保育を行っている無認可の民間保育施設をいう。以下同じ。）に子供を預けている母親（以下「母親」という。）の年齢別構成をみると、民間保育所では2(1)でみるように主として学齢前の乳幼児を保育していることから、25～34歳層が75.3%（25～29歳層38.3%、30～34歳層37.0%）と4分の3を占めている。このほか、24歳以下層11.8%、35～39歳層10.2%となっており、40歳未満層がほとんどである（第1表）。

第1表 年齢階級別母親数の割合

（単位：%）

計	24歳以下	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45歳以上	不明
100.0	11.8	38.3	37.0	10.2	2.5	0.1	0.1

(2) 就業・不就業の実態及び就業内容にみられる特徴

イ 母親のふだんの就業・不就業の状況をみると、「ふだん収入になる仕事をしている（家業の手伝いを含む。以下同じ。）」者（以下「有職者」という。）が96.1%とほとんどを占め、「仕事をしていない」者（以下「無職者」という。）は、3.6%にすぎない（第2表）。

第2表 就業・不就業状況及び従業上の地位別母親数の割合

（単位：%）

計	有職者	雇用者							不明	無職者	不明
		雇用者	雇用者以外	役員	家内職	自営主	家族従業者	不明			
100.0	96.1 〔100.0〕	〔80.8〕	〔19.1〕	〔1.7〕	〔0.3〕	〔11.2〕	〔5.9〕	〔0.1〕		3.6	0.3

註 〔 〕内の数字は、有職者を100とした割合である。

第3表 従業上の地位及び仕事の種類別有職者数の割合

(単位：%)

従業上の地位	計	事務			管理	専門			看護婦	教員	保母	その他	不明	販売	サービス	製造	電話交換その他	不明
		公務員	その他	不明		公務員	その他	不明										
計	100.0 [100.0]	20.5 [21.9]	[76.3]	[1.8]	1.2	14.1 [100.0]	[40.1]	[15.3]	[7.6]	[36.3]	[0.6]	17.5	42.8	2.8	1.1	0.1		
雇用者	100.0 [100.0]	23.9 [23.3]	[75.3]	[1.4]	0.2	15.3 [100.0]	[44.9]	[16.7]	[8.7]	[29.0]	[0.7]	11.6	45.2	2.8	1.0	—		
雇用者以外	100.0 [100.0]	6.1 [—]	[92.3]	[7.7]	5.2	8.9 [100.0]	[5.3]	[5.3]	[—]	[89.5]	[—]	42.7	32.4	2.8	1.4	0.5		

(注) [] 内の数字は、事務職種及び専門職種をそれぞれ100とした割合である。

ロ 有職者の従業上の地位をみると、雇用者が80.8%と大部分を占め、その割合が高い。雇用者以外の者は、自営業主が11.2%と1割強を占めているほかは、家族従業者(5.9%)、役員(1.7%)及び家庭内職(0.3%)は、いずれもその割合が低い(第2表)。

ハ 有職者が主に従事している仕事の種類をみると、有職者全体ではサービス職種が42.8%を占め、その割合が高いのが目立つほか、事務職種(20.5%)、販売職種(17.5%)、専門職種(14.1%)の割合が高い。これら4職種で94.9%とそのほとんどを占めており、一般に女子が比較的多く従事している製造職種には、ごくわずかの割合の母親しか従事していない(2.8%)。なお、事務職種のうち約2割を公務員が占め、専門職種のうち約4割を看護婦が占めている。

雇用者の場合には、有職者全体と比べて販売職種(11.6%)の割合が低下し、代わってサービス職種(45.2%)、事務職種(23.9%)、専門職種(15.3%)の割合がやや高くなっている。

また、雇用者以外の者の場合には、販売職種の割合が42.7%と最も高い割合を示していること、次いでサービス職種が32.4%を占め、これら2職種をあわせると75.1%と4分の3を占めること、他方、専門職種(8.9%)、事務職種(6.1%)の割合は低くなっていることなどの特徴がみられる(第3表)。

(3) 家族数及び家族類型

イ 母親と住居と生計を共にしている家族の数(母親も含む数。以下同じ。)についてみると、2～4人である者が88.8%と大部分を占め、その中でも3人が特に多く、49.3%と全体の半数近くを占めている。家族数5人以上の者は、11.2%となっている(第4表)。

ロ 母親と家族の続き柄により家族類型を区分して世帯の構成をみると、「母親と夫と子供」(65.5%)及び「母親と子供」(母子世帯)(20.3%)からなる核家族世帯が85.8%と大部分を占めている。他方、複合家族世帯は、14.2%である。

また、夫のいない世帯は23.4%(核家族世帯(母子世帯)20.3%、複合家族世帯3.1%)と、ほぼ4分の1を占めている(第4表)。

ハ なお、家族数及び家族類型について母親の就業・不就業別にみると、

雇用者において母子世帯の割合が高いために有職者のほうが無職者より母子世帯の割合が高いこと、そのため核家族世帯の割合もやや高くなっていること、こうしたこともあって、有職者の家族数の方が無職者の家族数よりやや少なくなっていることなどの特徴がみられる（第4表）。

第4表 家族数、家族類型、就業・不就業状況及び従業
上の地位別母親数の割合

（単位：％）

家族数及び 家族類型		計	有 職 者			無職者
			計	雇用者	雇用者 以外	
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
家 族 数	2 人	17.3	17.5	20.4	5.2	4.8
	3 人	49.3	50.4	51.3	46.0	23.8
	4 人	22.2	21.4	19.8	28.2	45.2
	5 人	6.8	6.4	5.0	12.2	19.0
	6 人	3.1	3.2	2.3	7.0	—
	7 人	0.9	0.8	0.8	0.9	2.4
	8 人	0.4	0.4	0.3	0.5	2.4
	不 明	0.1	—	—	—	2.4
家 族 類 型	核家族世帯 ¹⁾	85.8	86.0	87.4	80.3	78.5
	夫なし	20.3	20.6	23.7	7.5	7.1
	夫あり	65.5	65.4	63.7	72.8	71.4
	複合家族世帯 ²⁾	14.2	14.0	12.7	19.7	21.4
	夫なし	3.1	3.1	3.6	1.4	2.4
	夫あり	11.1	10.9	9.1	18.3	19.0

（注1） 核家族世帯とは、「母親と子供」及び「母親と夫と子供」から成る世帯をいう。

（注2） 複合家族世帯とは、核家族以外の世帯をいう。

2 民間保育所の利用実態

(1) 初めて民間保育所に預けた時及び現在の子供の年齢

イ 民間保育所に初めて預けた時の子供の年齢についてみると、0歳が50.0%と半数を占め、特に2～5か月が27.8%と3割弱を占めている。次いで、1歳が26.0%、2歳が13.5%、3歳以上が10.5%となっており、預け始めの子供の平均年齢は1.3歳である。0歳から預けられ始めた子供の割合は、有職者では50.9%（雇用者では52.3%、雇用者以外の者では45.3%）と過半数に達している一方、無職者では24.4%であり、雇用者を中心に有職者において乳児期からの保育の需要の強いことがうかがわれる（第5表）。

第5表 民間保育所に初めて預けた時の子供の年齢、母親の就業・不就業状況及び従業上の地位別子供数の割合

（単位：％）

子供の年齢	計	有 職 者			無職者
		計	雇用者	雇用者以外	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～1か月	4.5	4.5	4.4	4.7	4.4
2～5か月	27.8	28.7	29.9	23.5	4.4
6～11か月	17.6	17.8	17.9	17.1	15.6
1 歳	26.0	25.3	22.8	35.9	44.4
2 歳	13.5	13.2	13.7	11.1	20.0
3 歳	6.3	6.3	6.1	6.8	6.7
4 歳	3.1	3.1	3.7	0.4	4.4
5 歳	0.9	0.9	1.0	0.4	—
6 歳	0.2	0.2	0.3	—	—
7歳以上	—	—	—	—	—
平均年齢	1.3歳	1.3歳	1.3歳	1.2歳	1.8歳

- ロ 現在民間保育所に預けている子供の年齢構成は、0歳児12.0%、1歳児24.2%、2歳児26.4%、3歳以上37.5%となっており、1～2歳児で過半数を占めている。なお、7歳以上は1.0%にすぎず、現在民間保育所に預けている子供は、ほとんどが学齢前の乳幼児である（第6表）。

第6表 民間保育所に預けている子供の現在の年齢、母親の就業・不就業状況及び従業上の地位別子供数の割合

（単位：%）

子供の年齢	計	有 職 者			無職者
		計	雇用者	雇用者以外	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～1か月	—	—	—	—	—
2～5か月	3.5	3.7	4.1	1.7	—
6～11か月	8.5	8.7	9.7	4.7	2.2
1 歳	24.2	24.1	22.4	31.2	22.2
2 歳	26.4	26.2	26.2	26.5	31.1
3 歳	16.1	15.6	15.3	17.1	26.7
4 歳	11.6	11.7	12.0	10.7	8.9
5 歳	5.7	5.8	6.0	5.1	4.4
6 歳	3.1	3.2	3.3	2.6	—
7歳以上	1.0	0.9	1.0	0.4	4.4
平均年齢	2.7歳	2.7歳	2.7歳	2.7歳	2.9歳

(2) 民間保育所に子供を預ける頻度

民間保育所に子供を預ける頻度についてみると、「常時預けている」者が96.5%とほとんどを占め、「臨時的に預けている」者は3.4%にすぎない（第7表）。なお、「常時預けている」者は、有職者が97.6%とそのほとんどを占めているが、他方、「臨時的に預けている」者は、有職者が53.8%、無職者が46.2%と両者の割合はほぼ半々となっている。

(3) 民間保育所に子供を預ける理由

子供を民間保育所に預ける理由は、母親のほとんどが有職者であることから、「収入になる仕事をしているため」とする者が94.0%とほとんどを占めている。

子供を民間保育所に「常時預けている」者の場合には、「収入になる仕事をしているため」とする者が95.9%とほとんどを占めているが、他方、「臨時的に預けている」者の場合には、「収入になる仕事をしているため」とする者が41.0%を占めているほか、「冠婚葬祭、買物、PTA出席、その他の用事のため」とする者が35.9%ある(第7表)。

第7表 民間保育所に子供を預ける頻度及び子供を預ける理由別母親数の割合

(単位：%)

保育委託の頻度	計	収入になる仕事をしているため	左以外の理由	収入になる仕事をする準備	冠婚葬祭、買物、PTA出席等	病人の看護	社会活動・趣味活動	その他
計	1000	94.0	6.0	1.6	1.4	0.3	0.6	2.1
常時預けている	1000 [965]	95.9	4.1	1.4	0.2	0.3	0.4	1.8
臨時的に預けている	1000 [34]	41.0	59.0	5.1	35.9	2.6	5.1	10.3

但し〔 〕内の数字は、民間保育所利用者を100とした割合である。保育委託の頻度が不明の者があるので合計は100にならない。

(4) 民間保育所に預けている子供の数

1人の母親が預けている子供の数についてみると、1人だけ預けている者が90.1%、2人以上預けている者は9.9%となっている。なお、3人以上預けている者が0.3%みられる。

また、1人の母親が有している子供の数についてみると、1人とする者が71.0%、2人が23.6%、3人以上が5.4%であり、2人以上の子供を有している母親の場合には、民間保育所に一部の子供だけ預けている者がかかなりあることがうかがえる。

(5) 通常の1日又は1回の保育時間数及び週間保育日数

イ 民間保育所に子供を預けている通常の1日又は1回の保育時間数（日により又は子供により預ける時間帯が異なる場合には、最も回数の多い時間帯における時間数をいう。以下「通常の1日又は1回の保育時間数」という。）の階級別に母親の分布をみると、「8～10時間未満」の者が最も多く、40.6%を占めている。次いで、「6～8時間未満」27.4%、「10～12時間未満」15.9%となっている。なお、「12時間以上」の長時間の者は6.6%あり、他方、「6時間未満」の比較的短時間の者が9.3%ある（第8表）。

子供を民間保育所に「常時預けている」者の場合には、全体の傾向とほぼ同様であるが、「臨時的に預けている」者の場合には、「2～6時間未満」の者が53.8%と過半数を占め、「6～10時間未満」の者は28.2%である。

ロ 1日又は1回の平均通常保育時間数は、8.6時間であるが、「常時預けている」者の場合には8.7時間、「臨時的に預けている」者の場合には6.4時間であり、前者の方が後者より2.3時間長くなっている（第8表）。

また、これを就業・不就業別にみると、有職者の場合には8.7時間、無職者の場合には6.6時間と、有職者の方が無職者より2.1時間長くなっている。

第8表 民間保育所に子供を預ける頻度及び通常の1日又は1回の保育時間階級別母親数の割合並びに平均通常保育時間数

（単位：%）

保育委託の頻度	計	2時間未満	2～4時間未満	4～6時間未満	6～8時間未満	8～10時間未満	10～12時間未満	12～14時間未満	14～16時間未満	16～24時間未満	24時間以上	不明	平均通常保育時間数（単位：時間）
計	100.0	0.1	2.3	6.9	27.4	40.6	15.9	1.9	1.6	2.6	0.4	0.3	8.6
常時預けている	100.0	0.1	1.4	6.2	27.8	41.7	16.2	1.9	1.5	2.7	0.4	0.2	8.7
臨時的に預けている	100.0	—	25.6	28.2	17.9	10.3	7.7	2.6	2.6	—	2.6	2.6	6.4

注 保育時間数とは、1日又は1回当たりの子供を預けてから迎えに行くまでの時間数をいう。

ハ 民間保育所に子供を「常時預けている」者について、1週間当たりの預ける日数（以下「通常の週間保育日数」という。）をみると、「6日くらい」預ける者が68.5%と最も多く、次いで「5日くらい」13.6%、「7日くらい」11.6%となっている（第9表）。

ニ 民間保育所に子供を「常時預けている」者について、通常の1日又は1回の保育時間階級と週間保育日数とをあわせてみると、「6日くらい」で「8～10時間未満」の者が30.9%と最も多く、次いで「6日くらい」で「6～8時間未満」の者が18.3%、「6日くらい」で「10～12時間未満」の者が12.0%となっている。

なお、1週間預けっぱなし（「7日くらい」で「24時間以上」）の者はいないが、週に「5日くらい」又は「6日くらい」預ける者で、通常の保育時間数が「24時間以上」である者が、0.4%とごくわずかであるがみられる（第9表）。

第9表 通常の週間保育日数及び1日又は1回の保育時間
階級別常時預けている母親数の割合

（単位：%）

週 間 保 育 日 数	計	2 時 間 未 満	2 時 4 時 間 未 満	4 時 6 時 間 未 満	6 時 8 時 間 未 満	8 時 10 時 間 未 満	10 時 12 時 間 未 満	12 時 14 時 間 未 満	14 時 16 時 間 未 満	16 時 24 時 間 未 満	24 時 間 以 上	不 明
計	100.0	0.1	1.4	6.2	27.8	41.7	16.2	1.9	1.5	2.7	0.4	0.2
3日以内	2.9	—	0.4	0.3	0.9	1.2	0.2	—	—	—	—	—
4日くらい	3.3	—	0.4	0.5	0.6	0.9	0.7	0.1	0.1	—	—	—
5日くらい	13.6	—	0.4	1.1	2.6	5.9	2.7	0.2	0.3	0.3	0.2	—
6日くらい	68.5	0.1	—	3.0	18.3	30.9	12.0	1.3	1.0	1.7	0.2	0.1
7日くらい	11.6	—	0.2	1.3	5.4	2.9	0.6	0.4	0.2	0.7	—	0.1

(6) 通常の保育時間帯

イ 子供を民間保育所に預けている時間帯（日により又は子供により預ける時間帯が異なる場合には、最も回数の多い時間帯をいう。以下「通常の保育時間帯」という。）について「一日中」、「深夜」、「夜間」、「夕方」、「早朝」及び「昼間」（これらの用語の定義については、第

10表の注参照)に区分してそれらの時間帯別の母親の分布をみると、「昼間」預けている者が44.1%と最も多いが、「深夜」預けている者も35.1%と3分の1強を占めている。このほか「夕方」11.0%、「夜間」7.3%、「早朝」1.7%、「一日中」0.4%となっており、「昼間」以外の時間帯に子供を預ける者が過半数を占めている(第10表)。

ロ 上記6区分の保育時間帯を主として昼間に就業等の活動を行う者が預けると思われる「昼間」、「夕方」及び「早朝」のデイ・タイムと、主として夜間に就業等の活動を行う者が預けると思われる「深夜」、「夜間」及び「一日中」のナイト・タイムの2つに大くくりして、母親の就業・不就業別及び有職者の職業別にその分布をみると、次のような特徴がみられる。

(イ) 有職者については、デイ・タイムに預ける者が56.1%と過半数を占めているものの、ナイト・タイムに預ける者も43.8%と4割以上を占めているが、他方、無職者については、デイ・タイムに預ける者が81.0%と大部分を占め、ナイト・タイムに預ける者は16.6%にとどまっている(第10表)。

(ロ) 有職者について、デイ・タイムに預ける者とナイト・タイムに預ける者との割合を職業別にみると、(i)デイ・タイムの者の割合が非常に高く、ナイト・タイムの者の割合が非常に低いタイプの職業、(ii)デイ・タイムの者の割合が低く、ナイト・タイムの者の割合が非常に高いタイプの職業、(iii)デイ・タイムの者の割合が高いが、ナイト・タイムの者の割合もそれほど低くないタイプの職業、に分けることができる。

(i)のタイプに属する職業としては、事務職種(デイ・タイム96.1%、ナイト・タイム3.9%)、専門職種(87.9%、12.1%)、製造職種(96.8%、3.2%)、電話交換その他の職種(83.3%、16.7%)があげられる。(ii)のタイプに属する職業としては、サービス職種(19.5%、80.3%)があげられる。(iii)のタイプに属する職業としては、管理職種(69.2%、30.8%)、販売職種(64.1%、35.9%)があげられる(第10表)。

これを雇用者の職業別にみると、管理職種及び販売職種においてナイ

ト・タイムの者の割合がかなり低下しているほかは、有職者全体とはほぼ同じ特徴がみられる。

第10表 就業・不就業状況、従業上の地位、職業及び
通常の保育時間帯別母親数の割合

(単位：%)

保 育 時 間 帯	計	有 職 者										無 職 者	
		計	従業上の 地位		職 業								
			雇 用 者	雇 用 者 以 外	事 務	管 理	専 門	販 売	サ ー ビ ス	製 造	電 話 交 換 他		
計	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	
一 日 中	04	0.4	0.6	—	—	—	—	—	10	—	—	—	
深 夜	35.1	36.1	37.0	31.9	0.9	7.7	5.7	21.0	72.5	3.2	16.7	9.5	
夜 間	7.3	7.3	5.3	15.5	3.1	23.1	6.4	14.9	6.7	—	—	7.1	
夕 方	11.0	11.5	11.6	11.3	15.4	—	17.8	16.4	5.0	16.1	33.3	—	
早 朝	1.7	1.7	1.9	0.9	3.5	—	2.5	1.0	0.6	6.5	—	2.4	
昼 間	44.1	42.9	43.7	39.9	77.2	69.2	67.5	46.7	13.8	74.2	50.0	78.6	
不 明	0.3	0.1	—	0.5	—	—	—	—	0.2	—	—	2.4	

- 注) 1. 「一日中」とは、24時間以上継続して子供を預けている場合をいう。
 2. 「深夜」とは、「一日中」預けている場合を除き、午後10時から翌日午前5時までの間の全部又は一部を含む時間帯に子供を預けている場合をいう。
 3. 「夜間」とは、上記1及び2の時間帯に預けている場合を除き、午後7時から午後10時までの間の全部又は一部を含む時間帯に子供を預けている場合をいう。
 4. 「夕方」とは、上記1～3の時間帯に預けている場合を除き、午後6時から午後7時までの間の全部又は一部を含む時間帯に子供を預けている場合をいう。
 5. 「早朝」とは、上記1～4の時間帯に預けている場合を除き、午前5時から午前7時30分までの間の全部又は一部を含む時間帯に子供を預けている場合をいう。
 6. 「昼間」とは、午前7時30分から午後6時までの間の全部又は一部の時間帯にのみ子供を預けている場合をいう。

(7) 民間保育所の所在地域別分布状況

母親が利用している民間保育所の所在地域別分布状況を「住宅地域」、「商店街」、「娯楽・飲食店街」、「オフィス街」、「工場地域」、「その他」にわけてみると、前三者がそれぞれ28%前後を占めており、後三者は少ない。母親の職業別にみても、いずれの職業においても、前三者の地域の民間保育所を利用する母親の割合が高いが、サービス職種においては、「娯楽・飲食店街」が4割弱を占め、最も高くなっている（第11表）。

第11表 就業・不就業状況、職業及び所在地域別
母親が利用する民間保育所の割合

（単位：％）

就業・不就業 状況及び職業	計	住宅 地域	商店 街	娯楽・ 飲食店 街	オフィ ス街	工場 地域	そ の 他	不 明
計	100.0	27.2	28.8	28.1	8.3	3.5	3.0	1.1
有 職 者	100.0	26.7	29.3	28.3	8.5	3.3	2.8	1.2
事 務	100.0	29.4	30.3	17.5	13.6	6.6	1.8	0.9
管 理	100.0	61.5	23.1	15.4	—	—	—	—
専 門	100.0	38.2	31.8	14.0	8.3	3.8	2.5	1.3
販 売	100.0	27.2	29.2	29.7	8.2	1.0	4.1	0.5
サ ー ビ ス	100.0	20.1	27.7	38.8	6.5	2.9	2.3	1.7
製 造	100.0	32.3	35.5	16.1	9.7	—	6.5	—
電 話 交 換 そ の 他	100.0	25.0	25.0	25.0	8.3	—	16.7	—
無 職 者	100.0	42.9	14.3	23.8	2.4	7.1	9.5	—

3 有職者の就業状況等

有職者の職業及び職業と保育時間帯との関係の特徴については、既に1及び2において記述しているので、ここではそれ以外の本調査から得られた有職者の特徴を記すと、次のとおりである。

(1) 通常の週間就業日数及び1日の総就業時間数

イ 通常の週間就業日数についてみると、「5～6日くらい」の者が78.4

多と最も多いが、「7日くらい」の者も14.5%ある。

1日のうちの仕事を始めてから終えるまでの通常の総就業時間数（休憩時間を含む。以下「通常の1日の総就業時間数」という。）について時間階級別に母親の分布をみると、「8～9時間未満」の者が最も多く28.5%、次いで「6時間未満」21.9%、「7～8時間未満」15.4%、「6～7時間未満」14.3%、「9～10時間未満」11.3%とちがりがみられ、これらの時間階級で20%前後から10%台を占めている。

通常の週間就業日数と1日の総就業時間階級とをあわせてみると、「5～6日くらい」で「8～9時間未満」就業する者が26.3%と最も多いが、「5～6日くらい」で「6時間未満」、「6～7時間未満」、「7～8時間未満」、「9～10時間未満」の4総就業時間階級の者がそれぞれ10～12%台ある。この結果、「5～6日くらい」で「10時間未満」就業する者が7.24%を占めている（第12表）。

第12表 通常の週間就業日数及び通常の1日の総就業時間階級別有職者数の割合

（単位：%）

週間就業日数	計	6時間未満	6～7時間未満	7～8時間未満	8～9時間未満	9～10時間未満	10時間以上	不明
計	1000 〔7.5時間〕	21.9	14.3	15.4	28.5	11.3	7.8	0.9
3日以内	1.6	0.9	0.1	0.4	—	0.1	0.1	—
4日くらい	3.0	1.3	0.3	0.4	0.4	0.2	0.3	0.2
5～6日くらい	78.4	12.7	10.9	12.4	26.3	10.1	5.6	0.4
7日くらい	14.5	6.2	2.6	2.0	1.4	0.5	1.7	—
一定していない	2.6	0.8	0.4	0.1	0.4	0.4	0.2	0.4

④ []内の数字は、1日の平均通常総就業時間数を示す。

- ロ 雇用者の場合には、有職者全体と比べ、通常の週間就業日数、1日の総就業時間階級いずれも最も高い割合を占める日数（「5～6日くらい」）、

時間階級（「８～９時間未満」）の割合がやや高まっているという特徴がみられるが、他方、雇用者以外の者の場合には、逆にその割合が低くなってちがいがみられる。

なお、１日の平均通常総就業時間数は、７.５時間であるが、雇用者・雇用者以外別にみると、雇用者以外の者は８.０時間、雇用者は７.４時間と雇用者以外の者が０.６時間長くなっている。

(2) １日の平均通常総就業時間数と１日又は１回の平均通常保育時間数との関係

イ １日の平均通常総就業時間数は７.５時間であるが、一方、１日又は１回の平均通常保育時間数は８.７時間であり、両者の間には１.２時間の開きがある（第１３表）。

ロ １日の平均通常総就業時間数を職業別にみると、管理職種（９.６時間）が最も長く、他方、サービス職種（６.７時間）が最も短い、これら２職種を除く残りすべての職種においては８時間前後となっている。

１日又は１回の平均通常保育時間数については、サービス職種（８.３時間）及び販売職種（８.６時間）で相対的に短くなっているが、残りすべての職種においては９.０～９.２時間となっている（第１３表）。

第１３表 有職者の職業別１日の平均通常総就業時間数

及び１日又は１回の平均通常保育時間数

（単位：時間）

区 分	計	事 務	管 理	専 門	販 売	サ ー ビ ス	製 造	電 話 交 換 他
１日の平均通常総就業時間数	7.5	8.2	9.6	8.1	7.9	6.7	8.3	8.3
１日又は１回の平均通常保育時間数	8.7	9.2	9.0	9.1	8.6	8.3	9.0	9.2

なお、雇用者においては、１日の平均通常総就業時間数については、有職者全体と比べ、管理職種でやや長く、サービス職種でやや短いほかは、残りの職種では有職者全体のそれとほぼ同様である。

また、１日又は１回の平均通常保育時間数も、有職者全体のそれとほぼ同様である。

(3) 通常の就業時間帯

イ 通常の就業時間帯について、保育時間帯と同じく「深夜」、「夜間」、「夕方」、「早朝」及び「昼間」（これらの用語の定義については、第10表注参照。なお、同注中「子供を預けている」とあるのは、「就業している」に読み替えること。）に区分して、就業時間帯別の母親の分布をみると、「昼間」就業する者が47.8%と最も多いものの、「深夜」も37.8%ある。このほか、「夕方」7.5%、「夜間」5.4%、「早朝」0.5%となっており、「昼間」以外の時間帯に就業する者が過半数を占めている（第14表）。

なお、雇用者のうち交替制勤務と考えられる者が7.4%ある。

（注） 通常の就業時間帯とは、日により就業時間帯が異なる場合には就業回数の最も多いものをいうが、交替制勤務と考えられる者においては、すべての就業時間帯を「深夜」、「夜間」、「夕方」、「早朝」及び「昼間」に区分して、それら区分の先順位に該当する時間帯1つを選定した。

ロ 母親の職業別に、保育時間帯と同じく「昼間」、「夕方」及び「早朝」のデイ・タイムと「深夜」及び「夜間」のナイト・タイムの2つに大きく分けて、保育時間帯別の母親の分布をみると、保育時間帯とはほぼ同じ特徴がみられる。すなわち、(イ)デイ・タイムの者の割合が非常に高く、ナイト・タイムの者の割合が非常に低い職業—事務職種（デイ・タイム96.5%、ナイト・タイム2.6%）、専門職種（85.4%、12.1%）、製造職種（93.5%、6.5%）、(ロ)デイ・タイムの者の割合が低く、ナイト・タイムの者の割合が非常に高い職業—サービス職種（20.3%、79.7%）、(ハ)デイ・タイムの者の割合が高いが、ナイト・タイムの者の割合もそれほど低くないタイプの職業—管理職種（69.2%、23.1%）、販売職種（64.1%、34.4%）、電話交換その他の職種（75.0%、25.0%）に分けることができる（第15表）。

これを雇用者の職業別にみると、販売職種が(イ)のタイプから(ハ)のタイプに属する職業へと変化するほかは、有職者全体の特徴と同じである。

第14表 従業上の地位、職業及び通常の就業時間帯別
有職者数の割合

(単位：%)

就業時間帯	計	従業上の地位		職 業						
		雇 用 者	雇 用 者 以 外	事 務	管 理	専 門	販 売	サ ー ビ ス	製 造	電 話 交 換 他
計	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
深夜	37.8	38.6	34.3	0.4	7.7	5.7	23.6	75.3	6.5	25.0
夜間	5.4	3.6	13.1	2.2	15.4	6.4	10.8	4.4	—	—
夕方	7.5	6.3	12.7	3.9	23.1	9.6	16.4	5.0	3.2	—
早朝	0.5	0.4	0.9	—	—	—	—	1.0	—	8.3
昼間	47.8	50.9	35.2	92.5	46.2	75.8	47.7	14.3	90.3	66.7
不明	0.9	0.2	3.8	0.9	7.7	2.5	1.5	—	—	—

(注) 就業時間帯の区分については、第10表注参照。なお同注中「子供を預けている」とあるのは、「就業している」に読み替えること。

(4) 就業時間帯と保育時間帯との関係

通常の就業時間帯と通常の保育時間帯とを比べてみると、例えば通常の就業時間帯が「深夜」の者は、保育時間帯も「深夜」91.9%、「一日中」1.2%となっており、また、就業時間帯が「昼間」の者は保育時間帯も「昼間」82.7%、「早朝」2.4%、「夕方」12.9%となっており、両者の時間帯はおおむね一致している。このことは、民間保育所に子供を預ける理由として、「収入になる仕事をしているため」をあげる者がほとんどであることから当然である(第15表)。

しかしながら、雇用者のうち交替制勤務と考えられる者について、すべての就業時間帯とそれに対応する保育時間帯とを比べてみると、就業時間帯のうちに子供を民間保育所に預けていない時間帯が含まれるものが3割程度みられ、このような時間帯における子供の保育については、夫等の家族や民間保育所以外の他者が行っていることがうかがわれる。

第15表 通常の就業時間帯及び通常の保育時間帯別有職者数の割合

(単位：%)

保育時間帯	計	就 業 時 間 帯				
		深 夜	夜 間	夕 方	早 朝	昼 間
計	100.0	[37.8] 100.0	[5.4] 100.0	[7.5] 100.0	[0.5] 100.0	[47.8] 100.0
一 日 中	0.4	1.2	—	—	—	—
深 夜	36.1	91.9	11.7	—	16.7	1.3
夜 間	7.3	4.0	66.7	23.8	—	0.6
夕 方	11.5	0.7	10.0	57.1	—	12.9
早 朝	1.7	0.2	1.7	1.2	50.0	2.4
昼 間	42.9	1.7	10.0	17.9	33.3	82.7
不 明	0.1	0.2	—	—	—	—

註 []内の数字は、有職者を100とした割合である。不明があるので計は100とならない。

(5) 通勤時間

イ 自宅から仕事先までの片道の通勤時間階級別の分布をみると、「30分未満」の者が62.0%と最も多く、次いで「30～60分未満」の者が30.8%となっており、「1時間未満」の者が9.2%とほとんどを占めている。「1時間以上」の者は5.8%である(第16表)。

ロ これを雇用者と雇用者以外の者の別にみると、雇用者では「30分未満」の者が57.4%、「30～60分未満」の者が34.7%、「1時間以上」の者が6.9%となっているのに対し、雇用者以外の者では「30分未満」の者が81.7%、「30～60分未満」の者が14.6%、「1時間以上」の者が1.4%となっており、雇用者の方が通勤時間の長い者の割合が高くなっている(第16表)。

ハ 雇用者について、大都市・大都市以外別にみると、大都市では「30分未満」45.4%、「30～60分未満」41.3%、「1時間以上」11.5%となっているのに対し、大都市以外では、「30分未満」61.9%、「30～60分未満」32.2%、「1時間以上」5.2%となってお

り、大都市の方が通勤時間の長い者の割合が高くなっている（第16表）。

第16表 従業上の地位、地域及び通勤時間階級別有職者数の割合

（単位：％）

従業上の地位 及び地域		計	30分未満	30～60分 未満	60～90分 未満	90分以上	不定 その他	不明
有職者	計	100.0	62.0	30.8	5.3	0.5	1.1	0.3
	大都市	100.0	51.6	36.5	9.2	1.0	1.6	—
	大都市以外	100.0	65.9	28.6	3.8	0.4	0.9	0.4
雇用者	計	100.0	57.4	34.7	6.2	0.7	0.9	0.1
	大都市	100.0	45.4	41.3	10.3	1.2	1.7	—
	大都市以外	100.0	61.9	32.2	4.7	0.5	0.6	0.2
雇用者以外		100.0	81.7	14.6	1.4	—	1.9	0.5

（注）地域は民間保育所の所在地域で区分しており、大都市とは東京都及び大阪府をいう。

（6）手取り月収

イ 母親本人の手取り月収（税金、社会保険料、自営業主等の経費等を除き、賞与・臨時収入を含まない平常月の収入をいう。以下同じ。）階級別の分布をみると、「10～15万円未満」の者が35.7％、「5～10万円未満」の者が24.9％と、これら2収入階級で6割を占めている（第17表）。

ロ これを雇用者・雇用者以外別にみると、「10～15万円未満」の者の割合については、雇用者の場合には39.9％であるが、雇用者以外の者の場合には17.8％と相対的に低い。また、「5～10万円未満」の者の割合は、両者ともほぼ4分の1程度を占めている。この結果、雇用者の場合には、上記2収入階級で3分の2近くを占めているのに対し、雇用者以外の者の場合には4割強と半数に満たない。更に、雇用者以外の者においては、「30万円以上」の者の割合がやや高くなっている反面、「家業の手伝いなので収入なし」の者が20.2％ある（第17表）。

ハ これを職業別にみると、「10万円未満」の者の割合が高いのは製造職種（71.0％）、販売職種（45.1％）及び事務職種（41.7％）で

あるが、このうち製造職種及び事務職種では「15万円以上」の者の割合が非常に低いものとなっている。一方、管理職種、専門職種及びサービス職種では「10万円未満」の者の割合が低い、このうち、管理職種及びサービス職種では「15万円以上」の者の割合が過半数を占め、高くなっている。また、専門職種（53.5%）及び事務職種（46.5%）では「10～15万円未満」の者が5割前後と、他の職種に比べこの収入階級への集中度合が高い（第17表）。

第17表 従業上の地位、職業及び母親本人の手取り月収
階級別有職者数の割合

（単位：%）

本人の手取り 月収階級	計	従業上の地位		職 業						
		雇 用 者	雇 用 者 以 外	事 務	管 理	専 門	販 売	サ ー ビ ス	製 造	電 話 の 交 換 他
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
5万円未満	3.0	2.0	7.0	2.6	—	3.8	5.1	1.7	9.7	—
5～10万円未満	24.9	25.1	23.9	39.0	15.4	13.4	40.0	13.6	61.3	25.0
10～15万円未満	35.7	39.9	17.8	46.5	30.8	53.5	25.6	30.0	22.6	33.3
15～20万円未満	17.2	18.2	13.1	7.5	23.1	21.0	8.7	24.9	3.2	16.7
20～30万円未満	10.6	11.1	8.5	2.6	15.4	3.8	7.2	18.7	—	8.3
30万円以上	4.1	3.1	8.5	0.4	15.4	2.5	3.6	6.7	—	—
家業の手伝いなので収入なし	3.9	—	20.2	1.3	—	0.6	9.2	3.6	3.2	16.7
不明	0.6	0.6	0.9	—	—	1.3	0.5	0.8	—	—

ニ 世帯の手取り月収（本人の手取り月収を含む。以下同じ。）階級別の母親の分布をみると、「20～30万円未満」の者が40.7%と最も多く、次いで「30～40万円未満」が19.3%、「15～20万円未満」が17.1%となっている。「40万円以上」の者も1割強ある（第18表）。

第18表 本人の手取り月収階級及び世帯の手取り月収
階級別有職者数の割合

(単位：%)

本人の手取り 月収階級	計	世帯の手取り月収階級							
		10万円 未満	10~15 万円未満	15~20 万円未満	20~30 万円未満	30~40 万円未満	40~50 万円未満	50万円 以上	不明
計	100.0	1.8	8.4	17.1	40.7	19.3	6.6	4.8	1.3
5万円未満	3.0	0.3	—	1.3	0.7	0.3	0.1	0.3	—
5~10万円未満	24.9	1.5	1.2	6.8	12.1	1.9	0.6	0.4	0.4
10~15万円未満	35.7	—	6.7	2.5	17.3	7.5	1.1	0.4	0.2
15~20万円未満	17.2	—	—	5.7	3.5	5.8	1.6	0.4	0.1
20~30万円未満	10.6	—	—	—	5.7	2.1	1.9	0.9	—
30万円以上	4.1	—	—	—	—	1.1	1.0	2.1	—
家業の手伝いな ので収入なし	3.9	—	0.5	0.6	1.3	0.6	0.4	0.4	0.1
不明	0.6	—	—	—	—	0.1	—	—	0.5

ホ 母親の従業上の地位別にみると、雇用者では「20~30万円未満」の者が最も多く、44.2%を占めているが、雇用者以外の者では「20~30万円未満」の者が25.8%、「30~40万円未満」の者が21.6%とこれら2収入階級で47.4%を占めている。また、「30万円以上」の者の割合は、雇用者では26.7%、雇用者以外の者では47.9%と、雇用者よりも雇用者以外の者の方が世帯の手取り収入の多い者の割合が高くなっている(第19表)。

ヘ 母親の職業別にみると、管理職種において「30~40万円未満」の者が最も多くなっているほかは、残りすべての職種において「20~30万円未満」の者が最も多い。「20万円未満」の者の割合は、サービス職種(37.3%)、製造職種(38.7%)及び電話交換その他の職種(41.7%)で相対的に高くなっているが、管理職種(7.7%)及び専門職種(10.8%)では低い。他方、「30万円以上」の者の割合は、管理職種では77.0%と大部分を占めているほか、専門職種(42.0%)で高くなっているが、電話交換その他の職種(8.3%)、製造職種(16.1%)では低い(第19表)。

第19表 母親の従業上の地位、母親の職業及び世帯の手取り月収階級別有職者数の割合

(単位：%)

世帯の手取り 月収階級	計	母親の 従業上の地位		母親の職業						
		雇用者	雇用者以外	事務	管理	専門	販売	サービス	製造	電話の交換他
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
10万円未満	1.8	2.0	0.9	1.8	—	0.6	3.1	1.5	6.5	—
10～15万円未満	8.4	9.1	5.6	2.2	7.7	1.3	5.6	14.9	6.5	16.7
15～20万円未満	17.1	16.8	18.3	13.6	—	8.9	17.4	21.0	25.8	25.0
20～30万円未満	40.7	44.2	25.8	52.6	15.4	45.2	42.6	32.7	45.2	50.0
30～40万円未満	19.3	18.7	21.6	20.2	38.5	27.4	16.9	17.6	9.7	8.3
40～50万円未満	6.6	5.4	11.7	6.6	7.7	10.8	6.2	5.9	3.2	—
50万円以上	4.8	2.6	14.6	1.8	30.8	3.8	6.7	5.5	3.2	—
不明	1.3	1.2	1.4	1.3	—	1.9	1.5	1.0	—	—

(7) 就業理由

イ 母親の就業理由(主な理由2つまでの複数回答)をみると、「家計の補助」34.2%、「自分と家族の生活を支える」34.1%、「貯蓄」29.5%、「ローンや借金の返済」17.0%といった経済的理由をあげる者が特に多くなっているが、「能力を生かしたい」15.7%や「働くのが当然」14.3%という理由をあげる者も15%前後ある。

雇用者・雇用者以外別にみると、雇用者は全体とはほぼ同様の傾向であるが、雇用者以外の者は、経済的理由をあげる者が20%前後を占めている一方、「能力を生かしたい」や「働くのが当然」といった理由をあげる者も20%前後ある(第20表)。

ロ 職業別にみると、本人の手取り月収が低い者の割合が高い製造職種、販売職種及び事務職種においては、「家計の補助」をあげる者の割合がそれぞれの職業の中で最も高い割合を示している。他方、本人の月収が高い者の割合が高いサービス職種においては、「自分と家族の生活を支

第20表 従業上の地位、職業、家族類型、学歴、世帯の手取り月収階級及び就業理由別有職者数の割合

M.A. (単位：%)

区 分		計	自分と家族の生活を支えるの生	返済ローンや借金の	家計の補助	貯蓄	自由に使えるお金	能力を生かした	社会経験を得る	生活に多様な変化をもたせる	働くのが当然	その他
計		100.0	34.1	17.0	34.2	29.5	4.8	15.7	3.0	6.3	14.3	3.9
従業上の地位	雇 用 者	100.0	36.1	16.6	37.2	31.7	5.3	15.1	3.1	6.6	11.4	1.4
	雇 用 者 以 外	100.0	25.8	18.8	21.6	20.2	2.3	18.3	2.3	5.2	26.3	14.1
職 業	事 務	100.0	16.2	17.5	36.4	36.0	8.8	20.2	4.8	12.3	16.7	3.9
	管 理	100.0	30.8	7.7	—	7.7	—	46.2	—	7.7	38.5	23.1
	専 門	100.0	18.5	10.2	38.2	22.3	5.1	52.9	4.5	7.6	19.1	1.9
	販 売	100.0	24.6	20.5	41.5	28.7	4.6	6.2	3.1	8.7	17.4	5.1
	サ ー ビ ス	100.0	52.6	17.8	28.1	30.8	3.1	4.6	1.5	1.9	9.4	2.9
	製 造	100.0	25.8	19.4	64.5	19.4	3.2	6.5	3.2	3.2	9.7	6.5
	電話交換その他	100.0	16.7	8.3	25.0	16.7	—	33.3	8.3	16.7	33.3	8.3
家族類型	夫のいない世帯	100.0	91.7	8.0	7.6	19.7	1.1	3.4	1.1	—	11.0	0.4
	夫のいる世帯	100.0	16.2	19.8	42.5	32.6	5.9	19.5	3.5	8.2	15.3	4.9
学 歴	中 卒	100.0	51.9	22.1	32.0	23.8	3.3	3.3	1.7	2.2	9.4	2.2
	高 卒	100.0	35.2	17.5	35.9	34.2	5.3	7.2	3.1	5.8	13.9	4.0
	短 大 卒	100.0	22.7	14.8	33.3	25.8	5.3	30.3	3.4	9.5	14.0	4.9
	大 卒 以 上	100.0	22.4	9.4	30.6	22.4	2.4	55.3	3.5	8.2	27.1	3.5
世帯の手取り月収階級	10万円未満	100.0	90.0	10.0	15.0	10.0	10.0	5.0	5.0	—	15.0	—
	10～15万円未満	100.0	83.0	7.4	16.0	16.0	—	3.2	1.1	—	10.6	1.1
	15～20万円未満	100.0	48.4	13.2	37.9	21.6	3.7	8.4	1.1	6.8	12.1	4.7
	20～30万円未満	100.0	26.7	22.5	43.3	29.4	5.7	15.5	3.1	6.4	12.8	2.9
	30～40万円未満	100.0	19.1	15.8	32.1	41.4	4.2	26.0	3.7	7.4	15.8	4.7
	40～50万円未満	100.0	23.0	13.5	23.0	39.2	4.1	20.3	8.1	6.8	23.0	5.4
	50万円以上	100.0	20.4	14.8	5.8	31.5	7.4	24.1	—	11.1	25.9	7.4

える」をあげる者が最も多く、過半数を占めている。専門職種及び管理職種においては、「能力を生かしたい」をあげる者の割合が最も高く、50%前後を占めている(第20表)。

ハ 家族類型別にみると、夫のいない者においては「自分と家族の生活を支える」をあげる者が非常に高い割合を示している一方、夫のいる者においては「家計の補助」をあげる者が最も高い割合を示している(第20表)。

ニ 学歴別にみると、「自分と家族の生活を支える」、「ローンや借金の返済」といった最も経済的緊急度の高い理由をあげる者の割合は、学歴が低いほど高くなっている。他方、「能力を生かしたい」あるいは「働くのが当然」をあげる者の割合は、学歴が高くなるにつれて高くなっている。「家計の補助」及び「貯蓄」については、どの学歴においても2～3割の者があげており、差はみられない(第20表)。

ホ 世帯の手取り月収階級別にみると、世帯の手取り月収が「20万円未満」の者では「自分と家族の生活を支える」、「20～30万円未満」の者では「家計の補助」、「30万円以上」の者では「貯蓄」をあげる者の割合がそれぞれ最も高くなっている。なお、「能力を生かす」あるいは「働くのが当然」をあげる者は、相対的に世帯収入の高い層に多い(第20表)。

(8) 民間保育所を選択した理由

イ 母親が子供を預ける保育施設として民間保育所を選択した理由(あてはまるものすべての複数回答)についてみると、「自宅や勤務先の近くにある」(51.7%)という理由をあげる者が最も多いが、「保育時間が長い」(48.3%)「夜間保育がある」(41.5%)、「日曜・祝日も預かる」(31.8%)という就業時間帯等に関連する理由をあげる者と、「子供の年齢を問わない」(40.8%)、「1年のうちいつからでも預かる」(32.9%)という公・私立の認可保育所の入所受付年齢や入所受付時期に関連する理由をあげる者が多い(第21表)。

ロ これを雇用者・雇用者以外別にみても、大きな差はみられないが、職業別にはやや異なっている。就業時間等に関連する理由のうち、「保育時間が長い」をあげる者の割合は、サービス職種を除きどの職業でも50

％を超えているが、特に管理職種（92.3％）及び電話交換その他の職種（75.0％）で高く、「夜間保育がある」をあげる者の割合はサービス職種（68.6％）で高く、「日曜・祝日も預かる」という理由をあげる者の割合は販売職種（40.5％）、サービス職種（40.5％）及び管理職種（38.5％）でやや高くなっている。そのほか「仕事の内容を問わず預かる」をあげる者の割合がサービス職種（31.7％）で高くなっている（第21表）。

第21表 従業上の地位、職業及び民間保育所選択理由別
有職者数の割合

M.A.（単位：％）

従業上の地位 及び職業		計	保育 時間 が長い	夜間 保育 がある	近 宅 に 勤 務 先 の	日 曜 ・ 祝 日 も 預 かる	子 供 の 年 齢 を 問 わない	一 年 中 も 預 め る	手 続 が 簡 単	仕 事 の 内 容 を 問 わず	保 育 料 が 安 い	設 備 や 保 育 内 容 が よ い	一 時 預 かり が あ る	公 ・ 私 立 の 認 可 保 育 所 に 入 園 待 ち	そ の 他
計		100.0	48.3	41.5	51.7	31.8	40.8	32.9	21.2	20.6	12.8	26.8	8.6	11.8	8.1
従 業 上 の 地 位	雇 用 者	100.0	47.8	41.2	51.6	30.7	40.6	33.0	21.7	20.9	13.6	27.6	7.7	11.9	8.2
	雇 用 者 以 外	100.0	51.6	42.3	52.1	36.6	41.8	31.9	19.2	19.2	8.5	23.9	12.7	11.3	7.5
職 業	事 務	100.0	64.5	11.8	58.8	16.7	53.5	42.1	21.9	11.0	12.7	25.4	8.3	15.4	8.8
	管 理	100.0	92.3	38.5	38.5	38.5	53.8	61.5	23.1	23.1	7.7	23.1	—	7.7	23.1
	専 門	100.0	64.3	22.9	52.9	15.9	42.7	35.7	19.1	9.6	9.6	29.3	11.5	19.7	15.9
	販 売	100.0	50.8	32.3	52.8	40.5	39.0	29.2	21.0	14.9	7.2	22.1	8.7	15.4	4.6
	サ ー ビ ス	100.0	32.1	68.6	48.8	40.5	34.6	28.7	21.6	31.7	16.1	29.4	8.2	4.6	6.3
	製 造	100.0	51.6	6.5	41.9	32.3	29.0	29.0	16.1	16.1	9.7	16.1	6.5	29.0	6.5
	電 話 交 換 そ の 他	100.0	75.0	16.7	33.3	33.3	66.7	25.0	33.3	8.3	8.3	33.3	8.3	25.0	8.3

(9) 育児と仕事の両立のための条件

- 1 母親が育児と仕事の両立のために必要と考えている条件（主な理由3つまでの複数回答）についてみると、「充実した保育施設があること」（68.7％）及び「家族の理解と協力が得られること」（65.9％）をあげる者の割合が、他の条件をあげる者の割合に比べ特に高くなっている。次いで、「本人が仕事を続けようとする意欲を持っていること」（35.5

％)、「子供が小さい間は休職できる育児休業制度があること」
(23.8％)をあげる者の割合が高くなっている。

なお、「通勤時間が短いこと」、「深夜業や残業がないこと」、「再雇用制度があること」といった就業にかかわる条件をあげる者は、いずれも10％台の割合である(第22表)。

ロ いずれの職業においても、「家族の理解と協力を得られること」及び「充実した保育施設があること」をあげる者の割合が特に高くなっているが、管理職種においては「家族の理解と協力を得られること」をあげる者の割合が相対的に低くなっている反面、「本人が仕事を続けようとする意欲を持っていること」(61.5％)をあげる者の割合が特に高くなっている。このほか、製造職種で「短時間の仕事があること」(22.6％)、事務職種及び専門職種で「深夜業や残業がないこと」(20％前後)、事務職種、管理職種、専門職種及び電話交換その他の職種で「育児休業制度があること」(30～40％強)、事務職種、管理職種及び電話交換その他の職種で「再雇用制度があること」(25％前後)をあげる者の割合がやや高くなっている(第22表)。

第22表 従業上の地位、職業及び育児と仕事の両立の
ための条件別有職者数の割合

M.A. (単位：％)

従業上の地位 及び職業		計	家と 族協 力の 理解	充 育 実 施 し 設 た 保	短 事 時 間 あ る 仕	通 短 勤 い 時 間 が	深 夜 業 な し や 残	育 児 休 業 制	再 雇 用 制 度	本 継 人 続 の 就 業 欲	そ の 他
計		100.0	65.9	68.7	7.9	17.1	11.8	23.8	16.2	35.5	2.9
従 業 上 位	雇 用 者	100.0	64.6	68.1	8.7	18.9	13.1	27.4	17.9	34.8	2.2
	雇用者以外	100.0	71.4	71.4	4.7	9.9	6.1	8.5	8.9	39.0	5.6
職 業	事 務	100.0	67.5	68.9	5.7	14.0	19.3	41.2	27.6	27.6	2.6
	管 理	100.0	46.2	69.2	—	7.7	—	38.5	23.1	61.5	—
	専 門	100.0	73.9	70.1	1.3	17.2	21.0	35.0	18.5	38.9	1.3
	販 売	100.0	72.3	62.1	9.7	16.4	12.8	14.9	16.4	36.4	5.1
	サ ー ビ ス	100.0	60.0	71.3	9.6	19.3	5.5	14.7	9.6	37.9	2.9
	製 造	100.0	71.0	58.1	22.6	16.1	6.5	25.8	12.9	22.6	—
	電 話 交 換 そ の 他	100.0	66.7	75.0	8.3	16.7	8.3	33.3	25.0	41.7	—

⑩ 就業継続意志

- イ 母親の就業継続意志についてみると、「今の仕事をずっと続けたい」とする者が最も多く43.5%を占め、これに「別の仕事に移りたいが仕事は続けたい」とする者15.8%を加えると、約6割の者が、何らかの形で積極的に就業を継続する意志を持っている。このほかは「仕事をやめたいが生活を支えているのでやめられない」とする者21.3%、「できるだけ早く仕事をやめて家事や育児に専念したい」とする者12.6%となっている（第23表）。
- ロ これを雇用者・雇用者以外別にみると、何らかの形で積極的に就業を継続する意志を持っている者がいずれも6割前後いるが、雇用者以外の者の場合には、「今の仕事をずっと続けたい」とする者の割合が過半数を占める一方で、「仕事をやめたいが生活を支えているのでやめられない」とする者の割合が低くなっている。他方、雇用者は、「今の仕事をずっと続けたい」とする者の割合がやや低く、「別の仕事に移りたいが仕事は続けたい」及び「仕事をやめたいが生活を支えているのでやめられない」とする者がやや多くなっている（第23表）。
- ハ 職業別にみると、「今の仕事をずっと続けたい」とする者がサービス職種を除く残りのいずれの職種においても最も高い割合を示しており、特に専門職種では77.1%と高いものとなっている。一方、「仕事をやめたいが生活を支えているのでやめられない」とする者の割合は、サービス職種では32.7%と最も高い割合を示している（第23表）。
- ニ 家族類型別にみると、夫のいない者においては「仕事をやめたいが生活を支えているのでやめられない」とする者の割合が最も高くなっている一方、夫のいる者においては、「今の仕事をずっと続けたい」とする者が過半数を占めている（第23表）。
- ホ 学歴別にみると、「今の仕事をずっと続けたい」とする者の割合は、学歴が高くなるにつれて高くなっており、その他の意志を持つ者は学歴が低くなるにつれてその割合が高まっているが、特に「仕事をやめたいが生活を支えているのでやめられない」とする者の場合に、その傾向が著しい（第23表）。
- ヘ 母親本人の手取り月収階級別にみると、「今の仕事をずっと続けたい」

第23表 従業上の地位、職業、家族類型、学歴、本人の手取り月収階級、世帯の手取り月収階級及び就業継続意志別有職者数の割合

(単位：%)

区 分		計	今の仕事をずっと続けたい	別の仕事に移りたいが仕事は続けた	できるだけ早く仕事をやめて家事や育児に専念したい	仕事をやめたいが生活を支えているのでやめられない	わからない	不明
計		100.0	43.5	15.8	12.6	21.3	6.0	0.8
従業地位	雇 用 者	100.0	40.7	17.4	12.1	23.4	5.6	0.8
	雇 用 者 以 外	100.0	55.9	8.9	14.1	12.2	8.0	0.9
職 業	事 務	100.0	60.1	11.4	9.6	10.8	8.3	—
	管 理	100.0	61.5	—	23.1	15.4	—	—
	専 門	100.0	77.1	5.1	6.4	8.9	2.5	—
	販 売	100.0	50.8	15.9	9.2	16.9	7.2	—
	サ ー ビ ス	100.0	20.5	21.2	17.8	32.7	6.1	1.7
	製 造	100.0	54.8	19.4	6.5	16.1	—	3.2
	電話交換その他	100.0	41.7	25.0	—	25.0	8.3	—
家族型	夫のいない世帯	100.0	18.3	22.7	7.2	50.0	2.7	1.5
	夫のいる世帯	100.0	52.1	13.6	14.2	12.4	7.1	0.6
学 歴	中 卒	100.0	24.3	17.7	13.8	36.3	7.7	—
	高 卒	100.0	40.4	17.9	13.6	22.0	5.2	1.0
	短 大 卒	100.0	54.2	11.0	12.1	14.4	7.2	1.1
	大 卒 以 上	100.0	74.1	12.9	3.5	4.7	4.7	—
本人の手取り月収階級	5 万 円 未 満	100.0	51.5	27.3	6.1	3.0	9.1	3.0
	5~10万円未満	100.0	47.3	18.8	13.4	14.8	5.4	0.4
	10~15万円未満	100.0	49.2	12.1	9.0	21.9	7.0	0.8
	15~20万円未満	100.0	38.0	16.7	12.0	27.6	5.7	—
	20~30万円未満	100.0	22.9	15.3	23.7	34.7	0.8	2.5
	30 万 円 以 上	100.0	39.1	23.9	21.7	10.9	4.3	—
	家業の手伝いなので収入なし	100.0	46.5	11.6	9.3	18.6	11.6	2.3
世帯の手取り月収階級	10 万 円 未 満	100.0	30.0	15.0	10.0	40.0	5.0	—
	10~15万円未満	100.0	12.8	21.3	7.4	52.1	5.3	1.1
	15~20万円未満	100.0	28.4	23.2	9.5	31.6	6.3	1.1
	20~30万円未満	100.0	49.4	12.8	11.5	19.6	5.7	0.9
	30~40万円未満	100.0	50.7	14.9	18.1	8.8	7.0	0.5
	40~50万円未満	100.0	58.1	13.5	14.9	10.8	1.4	1.4
	50 万 円 以 上	100.0	55.6	13.0	18.5	5.6	7.4	—

者の割合は最も高い月収階級を除き、手取り月収階級が低くなるにつれて高くなっているが、他方、「仕事をやめたいが生活を支えているのでやめられない」者の割合は、最も高い月収階級を除き、手取り月収が高くなるにつれて高くなっている。

また、世帯の手取り月収階級別にみると、「今の仕事をずっと続けたい」者の割合はおおむね月収階級が高くなるにつれて高くなり、「仕事をやめたいが生活を支えているのでやめられない」者の割合は、おおむね月収階級が低くなるにつれて高くなっている（第23表）。

(1) 育児休業制度

有職者のうち雇用者及び役員について、勤務先の育児休業制度の有無別をみると、「あり」と回答した者が14.9%ある。「あり」のうち制度を利用した者は43.1%、利用しなかった者は46.7%とほぼ半々となっている（第24表）。勤務先に育児休業制度があるにもかかわらず利用しなかった理由としては、「産後休業後は義母が子供の世話をしてくれたので、育児休業制度を利用する必要がなかった」、「安心して預けられる保育所がみつかった」、「特別な理由がない限り（例えば子供が異常児であるといった）利用しにくい職場の雰囲気となっている」、「無給になり生活していけなくなる」等があげられている。

勤務先に育児休業制度のない者について、制度の実施希望の有無別をみると、「希望する」者は71.9%、「希望しない」者は24.8%となっている。「希望する」者について、希望する休業期間別にみると、「子供が満1歳になるまで」とする者が最も多く36.5%を占めている。次いで、「子供が6か月になるまで」22.5%、「子供が満3歳になるまで」18.0%、「子供が満2歳になるまで」11.8%となっている（第25表）。

勤務先に育児休業制度が実施されることを希望しない者は、その理由として「中小企業やサービス業では、育児休業制度の実施を希望してもとうてい実現は無理だから」、「おそらく休業すれば無給となるであろうから」、「復帰がいつでも可能である等育児休業制度がなくても働き続けられるような職場環境となっているから」、「休業すると仕事上の勘を取り戻せなくなるから」、「同僚の受入れが悪くなるから、あるいは同僚に迷惑をかけたくないから」、「安心して子供を預けられる所があるから」、

「できるだけ早く仕事をやめたいので必要を感じない」等をあげている。

第24表 育児休業制度の有無及び利用状況別雇用者及び
役員である母親数の割合

(単位：%)

計	育児休業 制度あり	利 用 状 況				育児休業 制度なし	不 明
		利用した	利用し なかった	適用外	不 明		
100.0	14.9 〔100.0〕	〔43.1〕	〔46.7〕	〔 9.5〕	〔 0.7〕	83.2	1.8

注 〔 〕内の数字は、制度ありの者を100とした割合である。

第25表 職業、育児休業制度の実施希望の有無及び
希望期間別雇用者等である母親数の割合

(単位：%)

職 業	計	希 望 す る	希 望 期 間						希 望 し な い	不 明
			子に 供な がる 6ま か 月	子に 供な がる 満ま 1で 歳	子に 供な がる 満ま 2で 歳	子に 供な がる 満ま 3で 歳	そ の 他	わ か ら な い 明		
育児休業制度なしの事業場に働く雇用者等計	100.0	71.9 〔100.0〕	〔22.5〕	〔36.5〕	〔11.8〕	〔18.0〕	〔 2.5〕	〔 8.6〕	24.8	3.3
事 務	100.0	86.4 〔100.0〕	〔19.5〕	〔47.2〕	〔11.9〕	〔19.5〕	〔 1.3〕	〔 0.6〕	11.4	2.2
管 理	100.0	28.6 〔100.0〕	〔50.0〕	〔 — 〕	〔50.0〕	〔 — 〕	〔 — 〕	〔 — 〕	57.1	14.3
専 門	100.0	85.7 〔100.0〕	〔18.2〕	〔37.9〕	〔13.6〕	〔19.7〕	〔 4.5〕	〔 6.0〕	13.0	1.3
販 売	100.0	80.7 〔100.0〕	〔21.1〕	〔29.6〕	〔21.1〕	〔21.1〕	〔 1.4〕	〔 5.6〕	15.9	3.4
サ ー ビ ス	100.0	59.8 〔100.0〕	〔25.7〕	〔31.0〕	〔 8.4〕	〔15.5〕	〔 3.5〕	〔15.9〕	36.0	4.2
製 造	100.0	83.3 〔100.0〕	〔25.0〕	〔35.0〕	〔10.0〕	〔25.0〕	〔 — 〕	〔 5.0〕	16.7	—
電話交換その他	100.0	85.7 〔100.0〕	〔33.3〕	〔50.0〕	〔 — 〕	〔 — 〕	〔 — 〕	〔16.7〕	14.3	—

注 〔 〕内の数字は、制度を希望する者を100とした割合である。

民間保育所利用者実態調査票

労働省 婦人少年局

この調査票に記入されたことについては、調査以外の目的に利用
されることはありませんので、ありのままを記入してください。

※ 都道府県番号	※ 個人番号	※ 地域番号
		1 2 3 4 5 6

ご記入上のお願い

(1) この調査は、夜間保育や宿泊を伴う保育や乳幼児の一時預りのいずれかのある民間保育所にお子さんを預けているお母様をお願いしています。このような民間保育所にお子さんを昼間のみ預けておられる場合でもご回答ください。また、お子さんの全員ではなく、一部のお子さんのみ(例えば2人いるお子さんのうちお1人だけ)このような民間保育所に預けておられる場合には、そのお子さんについてのみお答えください。

なお、既に、このような民間保育所にお子さんを預けていない場合でも預けていた当時のことをご記入ください。

(2) お答えは、あてはまる番号を○印で囲んでください。

(3) 記入欄(かっこなど)のある箇所では、該当事項をご記入ください。

問1. 現在、あなたが夜間保育や宿泊を伴う保育や乳幼児の一時預りのいずれかのある民間保育所に預けておられるお子さんのお年はいくつですか。また、そのお子さんを初めて民間保育所に預けたのは何歳(1歳未満のときは何か月)のときですか。2人以上預けている場合には、それぞれのお子さんについてお答えください。

現在	最初に預けたのは
歳 か月 → 歳 か月 のとき 歳 か月 → 歳 か月 のとき 歳 か月 → 歳 か月 のとき	

問2. あなたは、お子さんを民間保育所に常時預けていますか。常時預けている場合には、週に何日くらい預けていますか。2人以上預けていて、保育日数が異なっている場合には、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | | |
|-------------|------|----------|
| 1 常時預けている | → 週に | 1. 3日以内 |
| 2 臨時的に預けている | | 2. 4日くらい |
| | | 3. 5日くらい |
| | | 4. 6日くらい |
| | | 5. 7日くらい |

問3. あなたは民間保育所にお子さんをだいたい何時から何時まで預けていますか。(日によりあるいはお子さんによりいくつかの時間帯がある場合には、預ける回数の多いものから3つまで書いてください。)

預ける時刻	迎える時刻
午前 時 分	午前 時 分
午後 時 分	午後 時 分
午前 時 分	午前 時 分
午後 時 分	午後 時 分
午前 時 分	午前 時 分
午後 時 分	午後 時 分
その他	

問4 あなたは何をするためにお子さんを「民間保育所」に預けておられるのでしょうか。その理由を次の中から1つだけ選んでください。

- 1 収入になる仕事をしているため(家業の手伝いを含む)
- 2 収入になる仕事をする準備のため(通学待を含む)
- 3 冠婚葬祭、買物、PTA出席、その他の用事のため
- 4 病人の有様のため
- 5 社会活動・趣味活動のため
- 6 その他(具体的に)

問5 現在、いっしょに暮らしているご家族は全部で何人ですか。そのご家族は、あなたからみてどのような続柄の方ですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

同居の家族数(あなたを含む数) 人

- 1 夫 人
- 2 子供 人
- 3 父
- 4 母
- 5 兄弟姉妹
- 6 その他

問6 あなたの年齢は、満でいくつですか。

- 1 24歳以下
- 2 25～29歳
- 3 30～34歳
- 4 35～39歳
- 5 40～44歳
- 6 45歳以上

問7 あなたが最後に卒業された学校は、次のどれですか。

- 1 旧小学校、新制中学
- 2 旧制女学校、新制高校
- 3 旧制専門学校、新制短大・専門学校
- 4 旧制大学、新制大学、大学院

問8 あなたは、ふだん何か収入になる仕事をしていますか。

- 1 ふだん収入になる仕事をしている(家業の手伝いを含む) 問9へ
- 2 仕事をしていない 質問終了

① 次の問9以下は、ふだん収入になる仕事をしている方(問8で1と答えた方)だけが答えてください。

問9 そのお仕事は、お勤めですか、それとも自営業ですか。

- 1 雇われてする仕事
- 2 会社・団体などの役員
- 3 家庭内職
- 4 商店、工場、農家などの経営(自営業の経営者、おけいこ事などの個人教授を含む)
- 5 家業の手伝い

問10 あなたは現在、どのような仕事をなさっていますか。かつつ内に、具体的な職種名をあげましたので、それを参考にしておてはまる番号に○をつけてください。2つ以上お仕事をもっている方は、主な仕事について答えてください。

- 1 事務をとる仕事(一般事務員、集金人、受付、マイピストなど)
→ 1. 公務員 2. その他
- 2 会社を経営したり人をさしづしたり、管理・監督する仕事(部長以上の管理職、会社役員など)
- 3 研究・技術・教育などの専門的仕事(看護婦、教員、保育、マスコット関係者など) → (具体的に)
- 4 店または外をまわって商品を売る仕事(小売店主、飲食店主、レジスター、販売員、セールスマンなど)
- 5 人の世話をしたり、サービスしたりする仕事(美容師、接客員、ウェイトレスなど)
- 6 物をつくる仕事(製造・加工工、製造加工内職など)
- 7 もっぱら電話交換の仕事
- 8 その他(具体的に)

問11 あなたは、ふだん、1週間に何日くらいお仕事をしますか。

- 1 3日以内
- 2 4日くらい
- 3 5～6日くらい
- 4 7日くらい
- 5 一定していない

問12 あなたは、ふだん、だいたい何時から何時までお仕事をしていますか。(交替制勤務などで日により勤務時間帯が異なる場合には、勤務回数の多いものから3つまで書いてください。)

お仕事を始める時刻 (お勤めの方は出社時刻)		お仕事を終える時刻 (お勤めの方は退社時刻)	
午前	時 分	午後	時 分
午後	時 分	午後	時 分
午前	時 分	午後	時 分
午後	時 分	午後	時 分
午前	時 分	午後	時 分
午後	時 分	午後	時 分

問13 お宅からお仕事先(お勤め先)までの片道の通勤時間は、どこにも寄らないでまっすぐだいくとしたら、何分ぐらいかかりますか。

- 1 かからない
- 2 29分以下
- 3 30～59分以下
- 4 1時間 ～ 1時間29分
- 5 1時間30分以上
- 6 外勤なので一定していない
- 7 その他(具体的に)

問14 現在のお仕事での手取りの月収(税金、社会保険料、自営業主等の経費などを除き、賞与・臨時収入を含まない平常月の収入)は、およそどのくらいですか。お仕事を始めて1か月未満の方は、見込み額をお答えください。

- 1 5万円未満
- 2 5万円 ～ 10万円未満
- 3 10万円 ～ 15万円未満
- 4 15万円 ～ 20万円未満
- 5 20万円 ～ 30万円未満
- 6 30万円以上
- 7 原資の手戻りなので、収入はない。

問15 あなたも含めてあなたのご家族の手取りの収入(問14と同じ内容の収入)は、全部あわせて1か月およそどのくらいになりますか。

- 1 10万円未満
- 2 10万円 ～ 15万円未満
- 3 15万円 ～ 20万円未満
- 4 20万円 ～ 30万円未満
- 5 30万円 ～ 40万円未満
- 6 40万円 ～ 50万円未満
- 7 50万円以上

問16 現在あなたが働いておられる理由は何ですか。理由を2つまで選んでください。

- 1 自分が自分と家族の生活を支えているから
- 2 ローンを借金の返済のため
- 3 家計を補助するため
- 4 貯蓄をし、将来にそなえるため
- 5 自分の自由になるお金が欲しいから
- 6 自分の能力を生かしたいから
- 7 社会経験を得るため
- 8 生活に変化をもたせ、家庭外で多くの人に出会いたいから
- 9 働くのが当然だと思うから
- 10 その他(具体的に)

問17 あなたが、現在お子さんを預けておられる **民間保育所** を選んだ理由は何でしょうか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 保育時間が長いから
- 2 夜間保育があるから
- 3 自宅や勤務先から近い場所にあるから
- 4 日曜・祝日も預かってくれるから
- 5 子供の年齢を問わず預かってくれるから
- 6 1年のうちいつからでも預かってくれるから
- 7 手続きが簡単であるから
- 8 仕事の内容を知らず預かってくれるから
- 9 保育料が安いから
- 10 設備や保育内容がよいから
- 11 一時預かりがあるから
- 12 公・私立の認可保育所に入園までのため
- 13 その他(具体的に)

問18 あなたは、育児と仕事を今までよりもより一層両立させるためにはどのような条件が必要だと思いますか。 3つまで○をつけてください。

- 1 家族（夫・子供・父母など）の理解と協力が得られること。
- 2 充実した保育施設があること。
- 3 パートタイムのような短い労働時間の仕事があること。
- 4 通勤時間が短いこと。
- 5 深夜業や残業がないこと。
- 6 子供が小さい間は休職できる育児休業制度があること。
- 7 育児のため一度退社しても再雇用してくれる制度があること。
- 8 本人が仕事を続けようとする意欲をもっていること。
- 9 その他（具体的に）

問19 あなたは、今後もずっと仕事を続けたいと思っていますか。

- 1 今の仕事をずっと続けたい。
- 2 別の仕事に移りたいが、仕事は続けたい。
- 3 できるだけ早く仕事をやめて、家事や育児に専念したい。
- 4 仕事をやめたいが、生活を支えているのでやめられない。
- 5 わからない。

○ 次の問20以下は、お勤めの方（問9で1か2に○をつけた方）だけが、お答えください。

問20 あなたの勤務先には、婦人が職場での身分や地位を失わないで一時期間休業して育児に専念した後、再び復職することができる制度——育児休業制度——がありますか。 ある場合、あなた自身はその制度を利用されたかどうかをお答えください。

- 1 ある →

1. 利用した	)
2. 利用しなかった（理由	
3. 自分の職面等には適用がない	

- 2 ない 問21へ

○ 次の問21以下は、勤務先に育児休業制度のない方（問20で2と答えた方）だけが、お答えください。

問21 あなたは、勤務先に育児休業制度ができることを希望しますか。

- 1 希望する 問22へ
- 2 希望しない（理由）

問22 もしも、育児休業制度が利用できるようになるとしたら、あなたは、どのくらいの期間、休業したいと思いますか。

- 1 子供が6か月になるまで
- 2 子供が満1歳になるまで
- 3 子供が満2歳になるまで
- 4 子供が満3歳になるまで
- 5 その他（具体的に）
- 6 わからない

問23 最後にあなたが、お子さんを育てながら働くうえで、特に困った点や日ごろ考えられていることがありましたら、どんなことでも結構ですから、記入してください。

○ ご協力ありがとうございました。念のため、記入もれがないかどうかご確認のうえお出しくださいようお願いします。